

Q1 教員免許に関する申請はどこにしたらよいですか？また、申請に必要な書類は何かが知りたいです。

- (A) 現職教員であるかどうかや、どのような手続をするのかによって、申請先が変わります。詳細はこちらのページをご確認ください。
 【URL】<https://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/kyouinnmennkyo-sinnseisaki.html>
 ここから申請予定のものについて、様式の掲載を含めた詳細がわかるページへたどりつけるようにしています。
 なお、教員免許の新規取得にあたって、適用条項の不明により必要書類が判断できない場合は、『免許状申請に必要な書類・手数料一欄表』（大分県教育委員会HP「教育職員免許状の申請等について」に掲載している資料）を可能な限りお手元にご準備の上、採用試験・免許班までお問い合わせください。

Q2 自宅にプリンターがなく、申請書類の様式をダウンロードできません。何か方法はありますか？

- (A) 自宅等にパソコンやプリンターがなく、申請書類の様式が準備できない場合の対応としては次の3点が考えられます。
 ①採用試験・免許班から必要な様式を紙媒体で取り寄せる
 （ただし、事前に電話連絡の上で返信用封筒の送付をお願いします。）
 ②申請書等以外の必要書類（履修証明書や戸籍抄本等）を採用試験・免許班へ持参し、窓口で申請書を記入する
 ③各様式のデータをUSBメモリに記録し、コンビニエンスストアのマルチコピー機を利用して印刷する（自宅等にパソコンはあるが、プリンターがない場合の対応方法）
 上記のいずれかにより対応をお願いします。

Q3 免許申請に必要な手数料の納付方法が知りたいです。

- (A) 手数料は必要金額分の「大分県収入証紙」を購入していただき、各申請書の所定の位置に貼付をしていただくようお願いします。証紙は、重ならないように貼付し、貼付した証紙には割り印をしないようにしてください。
 また、収入証紙の購入場所は「大分県収入証紙 購入場所」で検索していただくか、採用試験・免許班までお問い合わせください。
 なお、大分県外にお住いの方で免許の書換え、再交付及び授与証明書の発行申請をされる方は、大分県収入証紙を購入することはできませんので、郵便局で購入できる定額小為替または普通為替を利用していただきますようお願いします。

Q4 「原本証明」とは何ですか？

- (A) 所有する免許状等の写し（コピー）を提出していただく際、所属長の「原本証明」を付していただくようお願いをしています。「原本証明」とは、その写し（コピー）が、原本と内容に変わらないこと（＝間違いなく原本をコピーしたものであること）を証明するためのものです。
 各所属で決められている手順もあるかと思いますが、
 ①原本を勤務先に持参し、勤務先でコピーする
 ②コピーしたものの余白に、必要事項を記載し押印する
 というものが一般的な手順と思われるので参考にしてください。
 なお、免許状が両面に印字されている場合は、その両面ともコピーが必要です。

（原本証明の例）

この写は原本と相違ないことを証明する。

令和〇年〇月〇日

●●小学校 校長 ●● ●● （公印）

Q5 免許状関係の申請をしましたが、いつ頃書類は届きますか？

(A) 教員免許状等の基本的な発行スケジュールは次のとおりです。

【授与、領域追加、更新、書換え、再交付】

毎月25日締切り→審査及び発行事務処理後、翌月中旬頃を目途に発送

【授与証明書】

随時申請受付→到着から、2～3日を目途に発行

※ただし、申請書類に不備等がある場合はこの限りではありません。書類が揃った時点で受付完了と判断し、受付完了した月の処理分としています。

Q6 戸籍抄本はどのような場合に必要ですか？

(A) 教員免許状の各種申請において、提出書類の中に現在の氏名または本籍地と異なるものがある場合、戸籍抄本の提出が必要となります。

具体的には、

・更新申請で、免許状に記載の氏名が旧姓の場合

・授与申請で、卒業大学から取り寄せた「学力に関する証明書」の名前が旧姓の場合

といったものが例として挙げられます。

なお、詳細については「(資料) 戸籍抄本について」をご確認ください。

(資料)

戸籍抄本について

教員免許状に関する各種申請において、免許状や更新等証明書（以下、「免許状等」といいます。）に記載された氏名・本籍地と現在の氏名・本籍地が異なる場合には戸籍抄本の提出をお願いしていますが、戸籍の異動状況によっては、現在の戸籍抄本のみでは内容が不足する場合があります。その場合は、戸籍抄本のほかに、これまでの異動歴がわかる公的書類の提出をお願いします。

○戸籍の異動状況別の必要書類○

戸籍の異動状況	戸籍に関する必要書類
【氏名・本籍地の変更が1回の場合】	現在の戸籍抄本のみで可（従前戸籍の記載があるもの）。
(例) 本籍地が「福岡県」→「大分県」へ異動しているケースで、免許状等に記載の本籍地が「福岡県」の場合	※現在の戸籍抄本を取れば、通常その1枚で「福岡県」から「大分県」へ異動したことがわかるため、現在の戸籍抄本のみで可。
【氏名・本籍地の変更が複数回ある場合】	現在の戸籍抄本（従前戸籍の記載があるもの）に加え、免許状等に記載されている氏名・本籍地から、従前戸籍の内容に至るまでの経緯がわかる書類が必要。
(例) 本籍地が「福岡県」→「長崎県」→「大分県」へ異動しているケースで、免許状等に記載の本籍地が「福岡県」の場合	※現在の戸籍抄本のみでは「長崎県」→「大分県」の異動しか確認できないため、別途「福岡県」→「長崎県」へ異動したことがわかるものが必要。

【Q&A】

- Q1：戸籍抄本の有効期間はありますか？**
⇒発行から3ヶ月以内のものを有効な書類として受理しますので、3ヶ月を超えているものは再取得をお願いします。
- Q2：戸籍謄本でもよいですか？**
⇒必要事項が確認できれば、戸籍謄本（全部事項証明）でも可としています。
- Q3：住民票でもよいですか？**
⇒住民票は現在の氏名・本籍地が確認できるに過ぎないため、住民票では受理できません。
- Q4：氏名・本籍地の変更が複数回ある場合、戸籍抄本のみでは足りないとのことですが、具体的に何という名前の書類をとればよいですか？**
⇒改製原戸籍や除籍謄本が考えられますが、詳細については各市町村の戸籍窓口でご確認いただき、必要な情報が掲載されているものを取得していただくようお願いします。
- Q5：戸籍抄本を提出するのは、免許状等の氏名・本籍地が現在のものと異なる場合のみでよいですか？**
⇒免許状等の氏名・本籍地が現在と同じになっている場合でも、その他提出する書類の中（更新手続きにおける「履修証明書」や授与申請における「学力に関する証明書」等）に現在の氏名・本籍地と異なるものがあれば、戸籍抄本が必要です。